

議案第40号

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年6月12日提出

日野町長 景山 享弘

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(日野町課設置条例の一部改正)

第1条 日野町課設置条例(昭和34年条例第6号)の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(事務分掌) 第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 住民課     (1) 略     (2) 戸籍、住民基本台帳に関すること。     (3)～(7) 略</p>	<p>(事務分掌) 第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 住民課     (1) 略     (2) 戸籍、住民基本台帳、<u>外国人登録</u>に関すること。     (3)～(7) 略</p>

(日野町印鑑条例の一部改正)

第2条 日野町印鑑条例(昭和53年日野町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録資格) 第2条 本町において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録をすることができる。  2 略</p>	<p>(登録資格) 第2条 本町において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録され、<u>又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)により登録</u>されている者は、1人1個に限り印鑑の登録をすることができる。  2 略</p>

(登録の拒否)

第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号の1に該当する場合には、当該印鑑の登録を拒否しなければならない。

(1) 住民基本台帳に記録された氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの

(2)～(6) 略

2 町長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第6条 町長は、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑票に次に掲げる事項を登録する。

(1)及び(2) 略

(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(4)～(7) 略

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に

(登録の拒否)

第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号の1に該当する場合には、当該印鑑の登録を拒否しなければならない。

(1) 住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録された氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表されていないもの

(2)～(6) 略

(印鑑登録原票)

第6条 町長は、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑票に次に掲げる事項を登録する。

(1)及び(2) 略

(3) 氏名

(4)～(7) 略

記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(登録事項の修正)

第10条 町長は、印鑑の登録を受けている者について、住民基本台帳の記載事項に変更があったときは、第12条の規定により印鑑の登録をまっ消する場合を除き、印鑑票の登録事項を修正しなければならない。

(登録のまっ消等)

第12条 略

2 町長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号の1に該当するときは、当該印鑑の登録をまっ消しなければならない。

(1) 略

(2) 氏名、氏又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)を変更したとき(登録されている印影を変更する必要がある場合を除く。)

(3)及び(4) 略

(5) 外国人住民である者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得したときを除く。)。

3 略

(登録事項の修正)

第10条 町長は、印鑑の登録を受けている者について、住民基本台帳又は外国人登録原票の記載事項に変更があったときは、第12条の規定により印鑑の登録をまっ消する場合を除き、印鑑票の登録事項を修正しなければならない。

(登録のまっ消等)

第12条 略

2 町長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号の1に該当するときは、当該印鑑の登録をまっ消しなければならない。

(1) 略

(2) 氏名、氏又は名を変更したとき(登録されている印影を変更する必要がある場合を除く。)

(3)及び(4) 略

3 略

(日野町手数料徴収条例)

第3条 日野町手数料徴収条例(平成12年条例第2号)の一部を次のとおり改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	金額	備考	種類	金額	備考
略			略		
埋(火)葬許可証を発行したことの証明手数料	1件につき 300円	証明書の用紙1枚を1件とする。	埋(火)葬許可証を発行したことの証明手数料	1件につき 300円	証明書の用紙1枚を1件とする。
			外国人登録に関する証明手数料	1件につき 300円	証明書の用紙1枚を1件とする。
略			略		

附 則

この条例は平成24年7月9日から施行する。